

令和2年 第8回

苓北町農業委員会総会会議録

令和2年第8回 荻北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和2年8月7日（金）
午前9時30分から午前10時29分
2. 開催場所 荻北町役場2階庁議室
3. 出席者
(農業委員)

1番 荒木 義孝	2番 小野 三幸
3番 坂西 庄三	4番 山下 正道
5番 平井 多貴子	6番 塚田 修彦
7番 大仁田 金次	
4. 本日の欠席委員（名）

5. 議事日程

日程第1.	議事録署名委員及び総会書記の指名について
日程第2.	議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3.	議案第37号 農用地利用集積計画の認定について
日程第4.	議案第38号 非農地判断について
日程第5.	その他

6. 総会書記（農業委員会事務局職員）
事務局長 宮崎良成 局長補佐 西川弘美 主事 松野 巧

7. 会議の概要

1. 開 会

開会 午前9時30分

事務局

おはようございます。
開会の前に8月5日に実施しました遊休農地解消活動の一環であります、コスモスとひまわりの花の種まきについては、大変お忙しい中、また暑い中、ご参加いただきありがとうございました。保育園の子どもたちも楽しんで作業をしてくれたと感じているところでございます。
また、それぞれの花の生長を楽しみにしてくれることと思っております。
それでは、只今から令和2年第8回の農業委員会総会を開会致します。まずは、大仁田会長からご挨拶をお願い致します。

大仁田会長

改めまして、皆さん、おはようございます。
もう梅雨は明かたかと思っておりましたら、また雷がなって足元の悪い中、全員出席ということで大変ありがとうございました。
新型コロナウイルスの流行に歯止めがかからない現状に加えて、県内では豪雨による多数の犠牲者と家屋、道路、田畠、山林等の甚大な被害について心よりお見舞い申し上げます。

先日は2年目になるコスモス・ひまわりの美化運動には、暑い中、多数の委員さんに参加して汗を流していただき大変ありがとうございました。志岐保育園の年長組13名の参加でしたが、今後の体験になればと念じる次第です。皆様方の努力が実って、秋にきれいな花が咲き、花摘みができる事を期待しております。

本日の審議もよろしくお願い申し上げます。

事務局

はい、ありがとうございました。

本日は、全員出席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、芥北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は大仁田会長にお願いします。どうぞよろしくお願い致します

議長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、3番の坂西庄三委員さんと4番の山下正道委員さんにお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の宮崎氏、西川氏、松野氏を指名致します。

議長

それでは、日程第2. 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2. 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和2年8月7日 芥北町農業委員会 会長 大仁田金次。

事務局

それでは、3ページをお開き願います。整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、芥北町志岐の田1筆、面積は、761m²です。

転用の目的は、風力発電所建設に伴う通路のための一時転用です。

転用しようとする理由の詳細は、「借受人は、芥北町坂瀬川地区周辺に風車3基を建設予定で、そのための風車の輸送ルートとして鬼池港から風力発電所予定地までの区間を検討した結果、申請地を嵩上げし、県道志岐円通寺線から町道城下草場線を左折するルートを利用するすることが最善であると判断し、申請地を通路として一時転用したい」ということです。

申請地は、4ページから5ページに図示しております。

審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。申請箇所は農業振興地域内の良好な営農条件を備えている農地であり、農地区分は第1種農地と判断しております。なお、第1種農地は原則として許可できませんが、申請地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該申請目的を達成する上で当該申請地を供することが必要であると認められるものは、例外的に許可することができます。

以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

大仁田会長

はい。本件につきましては、私が現地確認を行いました。
まだ水稻が刈り取られていない状態でございます。
一時転用ということで、一年間という契約の中で申請が行われております。そういうことでございます。

議長

この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。

小野委員

今の事務局の説明を聞きますと嵩上げをしてということでしたけどその一年間の期間が過ぎたら、また元の田んぼに戻すということですか。

議長

はい。そういうことですね。学校の通学路もありますし、角の方にダム本管の支線の設備もありそれも全部含まれるようでございます。そうしないと通らないということです。

小野委員

要するに、ここを左折する時に、機具が長かったりして曲がるのにこれだけの余裕がないとできないからということなのですか。

荒木委員

約5.0メートル。

小野委員

鬼池の方から来る訳でしょう。そして、芥中のところを通って城下の方に向かうということですか。

議長

平山の方に向かうのですけど、平山の農面道路も途中一箇所通らない所があって、そこも後から出てきますけど農地除外の申請があっております。

小野委員

坂瀬川周辺に風車3基を建設するために、その荷物を左折する時に障害が出るから曲がりやすくするためにということですか。

議長

運転免許を取られた人は分かりますが、内輪差があって、距離が遠くなれば後ろのタイヤが内側に寄ってきますので、私も専門的なことはわかりませんけれど。

荒木委員

トラックまで入れて、約60～70mあります。

小野委員

そしたら、もちろん夜中にそういう作業はされる訳でしょうね。

議長

交通止めしないと通らないでしょうね。その手続きは、警察の方でされるでしょうから、うちの農業委員会としては、許可するかしないかですね。

小野委員

そしたら、会長、ちょっと質問ですけど。

鬼池港まで船便で来られるのですか。そして、そこで載せ換えられるんですね。こういう事例は、芥北だけではなくて、他の所でも何ヵ所かあるのですか。

議長

私も町外のことはわかりません。

- 小野委員 そういう可能性はあるのでしょうか。斧北だけこういう事例があるというのは考えられないですよね。
- 事務局 今回の風車自体はどこかの基地で作って、鬼池まで来るのは船で海上輸送で運んできて、鬼池から先は山の中に運ぶのに陸路しかないのと、そこでこういう曲がりくい箇所だけはということです。
- 小野委員 鬼池から斧北まで来る区間で、他にもこういう事例が発生するのですか。
- 事務局 その区間は、ほぼ直線なので。
- 小野委員 国道だからスムーズに来るのかなあ。たまたまあそこが直角だからということですね。
- 議長 直角でもですね。普通の農地は、少し角の方がつぶれています。真四角ではないです。
- 事務局 角は、町の道路の一部です。
- 小野委員 ここを町の道路並に嵩上げされるのですか。
- 事務局 そうですね。計画では、表土をすき取り同じ田んぼの半分に置いてビニールシートで覆っておき、大型土のうにて道路面まで嵩上げし、鉄板にて通路にするということです。
- 小野委員 いつだったですか。火力発電所は10年の間に100基程なくしてというようなことを国が政策として挙げていますので、やはりそれに変わる安定した電力を供給しないとみんな困りますものね。そういうことから考えれば、この風車というのも自然エネルギーということで今からは国も大いに推奨するでしょうし、農地が一年間使えないということですけど法律的に審議の要点も全部チェックされていますし、私たちとしては提出議案に対して、工事の安全面とかは別問題ですけど十分に注意していただいて他の農地に迷惑がかからないようにしていただければ良いのではないでしょうか。

議長 通学路も変更になるかもしれません、一年間ということで我慢していただいて、町の発展のこともありますし、一年後にはまた農地に完全に復旧するということでございます。例外的なことという説明がありましたので、皆様方他にご意見がなければ、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

議長 日程第3. 議案第37号 農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。事務局に説明を求めます。

事務局 はい、6ページをお開きください。日程第3. 議案第37号 農用地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化法に基づき別紙のとおり苓北町農用地利用集積計画書を作成し、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により認定を求められたので附議する。

令和2年8月7日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

7ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の新規が2件ございます。

詳細は田2筆 3, 302m²です。明細は8ページに記載しています。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

議長

無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第37号は原案どおり認定することに致します。

議長

続きまして、日程第4. 議案第38号 非農地判断について、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、9ページをお開きください。日程第4. 議案第38号 非農地判断について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について附議する。

令和2年8月7日 苫北町農業委員会 会長 大仁田金次。

この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。

今回10ページの志岐の農地4筆と14ページの都呂々の農地3筆について個人申請があっております。

1件目ですが、位置図及び字図につきましては11ページから12ページに図示しております。場所は広域農道の堆肥センターを過ぎた上の方になります。令和2年7月21日大仁田会長及び事務局職員で現地調査を行いまして、調査の結果につきましては、13ページに記載をしております。

続きまして2件目ですが、位置図及び字図につきましては15ページから16ページに図示しております。場所は県道福連木都呂々線から町道井手の迫線に入り終点の上の方になります。令和2年7月21日塚田委員及び事務局職員で現地調査を行いまして、調査の結果につきましては、17ページに記載をしております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

大仁田会長

1件目については、私が担当委員となっておりまして、7月21日に現地調査を行いました。当該地については、野菜畑等として利用されていた農地であるが、長年にわたり耕作されていないため草や木が生い茂り荒廃している。現状からその土地を農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であるため「非農地」として取り扱うことが適当であることを確認し、調査を終了した。以上のとおり報告いたします。

議長

続きまして、2件目について塚田委員さん、お願ひします。

塚田委員

はい。2件目については、私が担当委員となっており、7月21日の午前中に事務局の西川さん、松野さん、私の3人で現地を確認に行きました。現地は都呂々のみかん園がある轟団地の入口に近い急傾斜地の中腹にありました。周りは晩柑とかを作つてあったのですけれど現地の20m程度下までは道路があるのですが、現地には歩いて行くしかないような所で、現状かなり草木で大きな木もあって荒れている状態で、イノシシの被害も結構見られた所でした。現地を見る限り、農地として復元するには非常に困難であり、非農地として取り扱うことが適当であると確認し、調査を終えました。

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

小野委員

今の2件の非農地判断については、何ら意義はございませんけれども、ちょっとお尋ねしますけど、この周りも畑になっていますけど同じように荒れているのですか。

議長

1件目については、現地は放牧されている方の入口の左側になります。地目は畑ですけど現状は荒れて一帯山林になっています。

小野委員

都呂々の方はどうなのですか。

塚田委員

現地は晩柑を作つてある所の上の畑で、上の方はかなり荒れている状態でした。

小野委員

この地図を見ますと申請地の周りはみんな畠になっていて、山林になっていないんですよね。荒れているけどそのまま畠の状態で誰も作っていなくて野暮になっているのであれば、こういう所も非農地にするなど指導をしないといけないのですかね。たまたまここは非農地申請されたけど、周りの人はそういうことに気付いておられずに畠のまま持つておられるということもあるのではないかですか。

事務局

先程、塙田委員さんの現地調査の報告にもありましたように、隣接されている方で、晩柑などを栽培しきちんと管理されている畠もございます。すべて周りが荒れているという訳ではありませんが、晩柑を栽培されている果樹園の方一帯が荒れている状態です。

平井委員

非農地にしたいという申請が出てどんどん受けていったら、こういう所は今からどんどん増えていくと思うんですよ。やはり耕作する人がいないということですね。

議長

そうですね。1件目ですが、4枚ありますがずっと段々になっていて大きな機械も入らずとても無理じゃないかと思います。

平井委員

根本的には、耕作者がないということ。以前、酪農が盛んな時には山のてっぺんの小さい所まできれいに草を作っていましたけど、今からはこういう申請がどんどん出てくるかも知れませんね。

議長

結局、個人申請については、その時すぐ見て判断しないといけないですし、残った所は毎年非農地判断しているのでしょうか？それに絡ませるしかないと思います。

坂西委員

西川内も以前1回しましたが、調査して非農地にしていくしかないです。山の中は、無理なところが結構あるんですよ。

小野委員

そういう所は、何を作ってもイノシシの害も酷いでしょうね。

議長

地図で見たら高低差が分かりませんが、4枚の畠はそれぞれずつ段になって形も悪くなってくるんですよ。

1件目の農地については、トレーラーが通るカーブの所で、そのまま農地にしておくと同じように復旧工事など必要になるところでございます。

小野委員 先程の平山の方に風車がということですけど、ここではないのでしょうか？

議長 風車は坂瀬川の上の方です。そこを通らないといけないということです。

事務局 平山ではありません。そこを通るというだけです。

小野委員 風車は坂瀬川に建設するけど志岐のあそこを通っていくということですか。

事務局 本町の方から回れないからですね。

議長 たぶん本町からは家が建ってるので回れないですね。

事務局 輸送ルートをあちこち検討された結果、芥北の方から広域農道に上るということで、その中でも農地を広範囲に転用しないで済むルート今回の申請地を利用したいということです。他にも芥北交番を真っ直ぐ三角地まで行って折り返すパターンとかいろいろ検討されたのですが、あの辺り広範囲の転用が発生しますので、一番最小で済むルートということで、今回の申請に至られた次第です。

この非農地の申請箇所も急カーブでして、ここも工事の輸送ルートに当たる所です。

平井委員 やはり、40年位前の酪農と黒牛が非常に盛んな頃には、こんな段々畑でも猫の額のような畑でもきれいに整備して永年草とかを作っていましたからね。

議長 山を開墾して広げた経緯もあります。そういう所も今は半分くらい山になっている状況でして、やはり酪農の振興というのは、町の柱に持っていかないと、こういう非農地がどんどん増えてくる基になると私も危惧しているところでございます。

小野委員 分かりました。

議長 他にご意見はございませんか。

(ありません) の声あり

議長

無いようでございますので、調査対象の2件につきまして、農地に該当しないということでございます。この判断につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので調査対象の2件の農地につきましては原案どおり農地には該当しないということに決定を致します。

議長

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 農用地利用配分計画の認可について

2. 農業者年金の推進について

3. 熊本県農地利用最適化推進ブロック別研修会について

4. 令和2年7月豪雨災害義援金について

次回、令和2年第9回総会は、令和2年9月7日（月）午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

(ありません。の声あり)

議長

無いようでございます。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、令和2年第8回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時29分

会長

署名委員

署名委員